

# 県外で里帰り出産をされる人へ

県外の病院では、みなかみ町で発行した受診票は使用できません。

里帰り先での妊婦健康診査・産婦健康診査・1か月児健康診査及び新生児聴覚検査費用の一部を払い戻しいたしますので、受診時の領収書と明細書は、すべて保管しておいてください。

## ◎妊婦健康診査

払い戻しの対象は、使用しなかった受診票の枚数分で、母子健康手帳に記載のある日付の領収書の自己負担分のみとなります。

保険診療の検査及び保険適用外の妊婦健診以外の検査、診断書の費用は対象となりません。

## ◎新生児聴覚検査

母子健康手帳に新生児聴覚検査の結果を記入してもらうか、検査を受けたことがわかる書類をもらいましょう。

## ◎産婦健康診査

母子健康手帳に産婦健康診査の結果を記入してもらいましょう。

## ◎1か月児健康診査

母子健康手帳に1か月児健康診査の結果を記入してもらいましょう。



**注意点** :受診票に記載されている金額が払い戻しの上限となります。

## <払い戻し手続きについて>

出産後3か月以内に、手続きをしてください。

(3か月以降になる場合は、事前に電話連絡をお願いいたします。)

\*手続き窓口 : みなかみ町役場 子育て健康課 こども家庭センター「すくすく」

\*日 時 : 月曜日～金曜日 8:30 ~ 17:15

\*持参するもの : ①母子健康手帳

②領収書(コピー不可)

③明細書(コピー不可)

(領収書に明細が記入してない場合は必ず必要になります。)

④使用しなかった受診票

⑤振込口座の確認できるもの

(ゆうちょ銀行は、振り込み用口座番号の記載がある通帳)



※ご不明な点は、下記へお問い合わせください。

みなかみ町役場 子育て健康課 こども家庭センター「すくすく」

電話 0278-20-2300